太宰府ゴルフ倶楽部　利 用 約 款

第一章　総　則

第１条（約款の適用）
太宰府ゴルフ倶楽部（以下「当ゴルフ場」という）を利用される方は会員、非会員(以下「ゲスト」という)を問わずお互いに快適で安全なプレーをお楽しみいただく為に、施設利用に関する事項はすべて本約款並びにゴルフ場の会則、規約、細則に従いご利用頂きます。

第２条（利用資格）
当ゴルフ場は次の資格を有する場合に限り利用できます。
1. 会員であること。
2. 会員の同伴者又は会員の紹介をうけたゲストであること。
3. 当ゴルフ場が審査、許可したゲストであること。

第３条（会員のゲスト紹介の制限）
会員は暴力的不法行為を行う恐れのあるゲストを同伴、紹介することはできません。違反の場合倶楽部会則第十一条に諮り対応するものとします。

第二章 利用契約

第４条（契約の成立）
当ゴルフ場を利用される方(以下「利用者」という)は当日フロントにおいて当ゴルフ場所定の用紙に自ら署名して申込下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受け致します。ただし、当ゴルフ場が承諾しない旨の意思を表示した場合はこの限りではありません

第５条 (諸規則の遵守)
利用者は本約款及び当ゴルフ場の諸規則、口頭又は掲示による指示を遵守するものとします。

第６条（予約申込、取消し）
施設利用の予約の申込及び変更又は取消は「予約に関する規則」に則り行ってください。

第７条（施設利用及び利用継続の拒否）
当ゴルフ場は次の場合、施設の利用又は利用継続又は将来にわたり利用をお断りします。
1. 満員のためスタート時間に余裕がない場合。
2. 利用者が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会活動等標ぼうゴロ等の反社会的勢力（以下「暴力団員等」と言う）であるとき。
3. 利用者が暴力団員等を同伴した場合における利用者及びその同伴者。
4. 利用者が精神異常者又は伝染病者等であると認められた場合
5. 利用者がゴルファーとしての基本的マナーに著しく反し、他の利用者に迷惑な行為や言動及び身なり（身体に刺青(ファッションタトゥー、タトゥーシール等含む)）をしていると当ゴルフ場が判断した場合。
6. ルール、マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
7. 利用者が虚偽の風説を流布、偽計、威力又は粗野な振舞い等、当ゴルフ場業務の遂行に支障をきたす行為があったと当ゴルフ場が判断した場合。
8. 利用者が公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行った時又は行う恐れが判明したと当ゴルフ場が判断した場合。
9. 利用者が自らもしくは第三者を利用して次の各号の行為を行ったとき又はそれらの行為を行う恐れがあると当ゴルフ場が判断したとき
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当要求行為
③利用に関して脅迫的な言動、又は暴力行為
10. 天変地異、施設の故障、補修、その他やむを得ない事情により施設利用を中止する場合。
11. 第５条に違反したとき。

第８条（休場日、開場時間）
当ゴルフ場の休場日と開場時間は規定によりますが臨時に変更する事があります。

第９条 (利用料金)
利用者は当ゴルフ場の利用終了後に速やかに別に定める料金を指定の方法で支払うものとします。
2. 利用者は如何なる事由によりプレーを中断された場合においても利用料金の全額を支払うものとします。
3. 当ゴルフ場の事由又は天候により当ゴルフ場が利用の継続を中止した場合は、利用者は別に定める料金を支払うものといたします。但し第７条に該当する場合はこの限りではありません。

第三章　物品の盗難、破損事故

第 10 条（金銭、その他の貴重品）
利用者は自らの責任において金銭その他の貴重品について貴重品ボックスをご利用頂き、当ゴルフ場は利用者の紛失、盗難、破損についての責任は一切負いません。また、貴重品ボックスに収納できない場合は、フロントにて所定の手続きに従いお預けいただくことができます。この場合、保管物について内容、金額の明示及びゴルフ場の確認が無い場合、盗難、紛失、破損等に関する一切に責任を負いません。

第 11 条（自動車、携帯品等）
当ゴルフ場は利用者に駐車場を提供するものであり、駐車場に駐車中の自動車及び積載物の盗難、破損、事故等が生じた場合、その責任は一切負いません。

第 12 条（ゴルファー保険）
ゴルフプレーは大変危険を伴いますので、当ゴルフ場ではプレーヤーに対してゴルファー保険に加入されることを勧奨しています。万一の事故に備え当ゴルフ場もプレーヤーに対して保険を掛けておりますが、利用制限が生じる為、事故が発生した場合は利用者加入の保険を優先して適用します。

第 13 条（ロッカー・浴室の利用）
ロッカー及び浴室には金銭、その他貴重品を持込ことはできません。万一盗難、紛失、破損が発生しても当ゴルフ場は一切責任を負いません。
2.ロッカーの鍵の管理は利用者が自ら行い、使用中に発生した事故に関して当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 14 条（宅急便）
宅急便はその物品の受領、保管、発送等において当ゴルフ場はあくまで当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合一切責任を負いません。

第四章 危険防止及びエチケット、マナー

第 15 条（危険防止及びエチケット・マナーの厳守）
ゴルフは時により大変危険を伴うことを利用者は認識し、エチケット、マナーを守り、キャディーのアドバイス如何にかかわらずすべて自己責任でプレーしていただきます。
1.（ティーグランドにおける素振り）
素振りはティーマーク内の打席、又は特に指定された場所以外では行わないで下さい。
打順以外の方はティーグランドに入らないでください。
2.（飛距離の確認）
キャディー付きの場合
キャディー・フォアキャディーの合図は通常の飛距離外に前進したと判断される合図であり、合図があってもプレーヤーは自己の判断により飛距離、飛球方向を判断し打ち込まないことを確認し打球するものとする。万一先行組及び隣接ホールに打ち込む可能性がある場合は直ちに大声で「フォー」と危険を知らせて下さい。
セルフの場合
プレーヤーは自己の判断により飛距離、飛球方向を判断し打ち込まないことを確認し打球するものとする。万一先行組及び隣接ホールに打ち込む可能性がある場合は直ちに大声で「フォー」と危険を知らせて下さい。
3.（打者の前方へ出ないこと）
同伴プレーヤーは絶対に打者の前方へ出ないでください。
4.（隣接コースへの打ち込み）
隣接コースへの打ち込みは特に危険です。プレーヤーは自己の飛距離、方向を適切に判断して慎重に打球して下さい。
打ち込んだ場合、プレーヤーに合図をして了承を得た後、自己の同伴プレーヤーに十分注意して打球して下さい。
5.（退避及び退避所）
先行組は後続組に打球させる場合、後続組が全員打ち終わるまで避難所、安全な場所に避難して下さい。
6.（ホールアウト後の退去）
ホールアウトしたら直ちにグリーンを去り後続組の打球に対して安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。
7.（雷鳴、襲雷の場合）
雷鳴、襲雷の場合、他人の言動に宰制されることなく自己の判断にて直ちにプレーを中断し、退避所又は安全な場所へ退避して下さい。
8.（火気使用禁止）
コース内、ハウス内での火気は所定の場所以外では絶対に使用しないで下さい。

第 16 条（乗用カート）
乗用カートの利用に際し、必ずカートに掲示されている注意事項及び以下の事項を確認の上、走行中、乗車時の安全に充分注意して下さい。また、カートを操作する場合は運転及び操作方法を熟知の上、当ゴルフ場の指示、コース内の案内表示に従い、安全運転及び操作に努めて下さい。飲酒での操作及び運転は禁止致します。
キャディー付きの場合
①　乗用カートの操作及び運転はキャディーが行いますので、絶対に操作しないでください。
②　運転装置(電源・キー等)には触れないでください。
セルフの場合
セルフプレー時におけるカート走行は原則電磁誘導による走行となりますが、当ゴルフ場より自走の指示があった場合は次のことを守り、最善の注意を払って運転して下さい。
①　カートの運転操作は自動車運転免許所持者が行ってください。
②　打球が当たる恐れがある位置にカートを停車しないでください。打球による破損は賠償して頂きます。
③　カートの運転及び操作ミスによる事故等について、当ゴルフ場は一切責任を負いません。
2. 乗用カートの使用に伴う故意または過失により当該カート又は当ゴルフ場に損害を与えた場合は、その運転者若しくは操作者がその損害を賠償するものとします。

第 17 条(コース内設備に因る事故)
利用者の安全及び快適にプレーした頂くために当ゴルフ場内には階段、スロープ、スプリンクラー、給排水設備、カート道路、管理道路、植木等のゴルフ場特有の設備や環境状況があります。人工物、自然物に係らず施設内での事故、怪我、損害については自己責任で対処するものとし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 18 条（違背の場合）
利用者が本約款に違背し第三者に損害等の事故を発生させた場合、並びに自らも損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任は負いません。

第 19 条(第３者への損害)
利用者がプレー中及び施設利用中に他の利用者へ損害を与えた場合、又は損害を受けた場合はその当事者間で解決し、当ゴルフ場はそれに関して一切責任を負わないものとします。

第 20 条（当ゴルフ場への損害）
第 16 条２項に定めるほか利用者の故意、過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その全ての損害を賠償するものとします。

第 21 条（クラブ等の確認）
利用者はプレー中においても自己のクラブ等の確認を行い、プレー終了時にはクラブ等を再度点検し確認し所定の用紙に署名してください。確認署名後、クラブ等の損傷、不足等について当ゴルフ場は一切責任を負いません。
2.当ゴルフ場の責に因らないクラブ等の紛失、折損等について当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 22 条（施設内への持込品）
施設内へ下記の物を持込むことをお断りします。
1. 動物のペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 銃砲刀剣類。
4. 発火、爆発の恐れのある危険物。
5. 騒音を発するもの。
6. 施設利用者以外の車両。

第 23 条（行為の禁止）
施設内で下記の行為はお断りします。
1. 所定の場所以外での飲食及び飲食物の持込行為
2. 指定の喫煙場所以外での喫煙行為(電子タバコ含む)
3. 賭博、その他風紀を乱す行為
4. 物品の販売、宣伝広告の行為
5. 利用者以外のコース内立入行為（特に許可する場合を除く）
7. 他人に迷惑を及ぼし、また不快を与える行為
7. 写真撮影、録音等の行為（特に許可する場合を除く）

第 24 条（服装・エチケットについて）
利用者は当ゴルフ場の利用に際し、以下の事項を遵守してください。
1. 来場時における服装
a .ジャケット等の上着、襟付きシャツ、スラックス、スカートを着用して下さい。（ジャンパー、ジーンズ、Ｔシャツ、タンクトップ等及びそれらと見間違う服装はお断りします）
b .サンダル(クロックス類含む)、スリッパ、下駄での入場はお断りします。
2. プレー時における服装
襟付きシャツまたは襟幅２㎝以上のタートルを着用下さい。（Ｔシャツ、タンクトップ等下着と見間違う服装でのプレーは禁止します。）
3. 前１項及び２項の詳細及びその他のエチケットついては当ゴルフ場のエチケットブックを確認してください。

第 25 条（非会員の債務の保証）
会員は紹介した利用者（ゲスト）が、会社又は当ゴルフ場に損害を与え損害金の支払債務が生じたときは利用者の債務の履行につき、連帯して保証していただきます。

第 26 条（非会員への周知方法依頼）
会員は紹介した利用者に対し、本約款及び諸規則の存在とその内容をご了承頂くことにご協力願います。

第 27 条（その他）
1. 当日は支払等に必要以外の多額の金銭や貴重品は持参しないで下さい。
2. プレーはハーフラウンド２時間 15 分以内でラウンドをお願い致します。
3. 危険防止、円滑なプレーを目的としてローカルルールを設定していますので遵守して下さい。
4. 携帯電話は電源を切るかマナーモードにして、緊急の場合以外のご利用はご遠慮ください。

第 28 条(個人情報の取り扱い)
当ゴルフ場は、第４条に基づき署名した個人情報及び利用に関する履歴は当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り安全に管理致します。
2. 当ゴルフ場では緊急連絡、利用者に対する必要な連絡、遺失物の連絡、アンケート調査、顧客動向調査・分析に利用できるものとします

以　上

(附則)
この約款は 2017 年９月１日から施行するものとします。